

藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）について

藤沢市教育委員会では、子どもたちにとってより良い教育環境を整えるため、市立学校の適正規模・適正配置に向けた取組を進めているところです。

今回、市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方となる「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）」を作成しましたので、その内容を報告するものです。

1 これまでの経過

平成23年度から教育部内に学校適正配置検討部会を立ち上げ、市立小中学校の適正配置の検討を行ってきました。

この間、学級数の増が見込まれる場合は、特別教室を普通教室に転用する手法や仮設校舎を設置する手法により対応を図ってきましたが、現在、地域人口における増減差が生じ始め、一部の学校では人口集中により学校が過大規模化し、教室不足が切実な問題となっている一方、人口減少地域では、学校が小規模化しているなど、市内において学校規模にばらつきが生じています。

今後、少人数学級の段階的な実施による必要教室数の増加への対応や、白浜養護学校の教室不足、特別支援学級の全校設置に向けて、さらに対応を図る必要があります。

さらに、多くの学校において施設の老朽化が深刻な問題となっています。

これら様々な課題に対応するため、教育委員会では、将来を見据えた学校の適正規模・適正配置に向けた一定の方向性を示す必要があると考え、令和3年度に「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定することとし、今年度当初に「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会」を設置し、基本方針の策定を進めてきました。

2 「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）」

（資料2参照）

主な記載項目については、次のとおりです。

（1）はじめに（資料2 P1）

- ・学校建設の変遷
- ・現在の課題及び取組

（2）学校に関する現状と課題（資料2 P2～）

- ・今後の児童生徒数の推移
- ・学校施設の老朽化の状況

（3）学校適正規模・適正配置の基準（資料2 P16～）

- ・学校規模（小中学校ともに12学級以上24学級以下）
- ・通学距離（小学校 片道2km以内，中学校 片道3km以内）
- ・通学区域（安全性の考慮，境界の明確化，自治会・町内会の考慮，13地区行政区割りの考慮）

（4）学校適正規模・適正配置を検討する際の留意点（資料2 P21～）

- ・学校規模，通学距離，通学区域
- ・支援教育の推進（特別支援学校の教室不足への対応，特別支援学級の全校設置，支援が必要な児童生徒への環境整備）
- ・小中一貫教育の検討
- ・地域との連携（地域コミュニティにおける学校の役割，地域団体との十分な協議）
- ・統合等を行う場合の検討事項（複合化の検討，学校施設統合後の活用方法の検討）

（5）学校適正規模・適正配置の取組方法（資料2 P24～）

- ・「実施計画」の策定
- ・「(仮)地域別検討協議会」の設置

（6）参考資料（資料2 P28～）

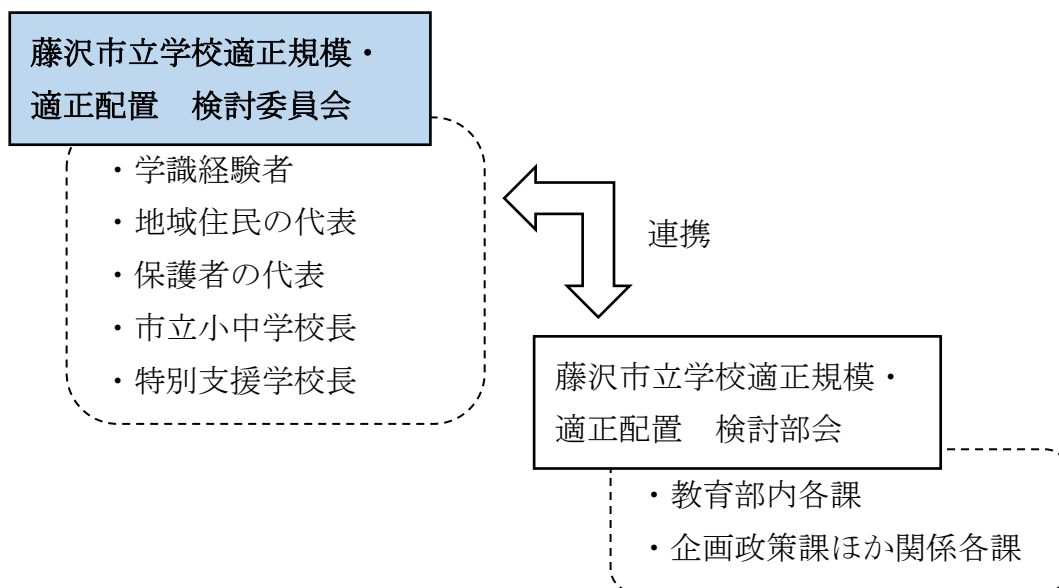
- ・学校規模に起因する特性
- ・各地区の将来人口推計，地区内の学校の状況

3 藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針の検討組織

藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針については、学識経験者や地域住民の代表、保護者の代表、学校関係者で構成する「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会」を設置し検討を進めています。

また、検討委員会の下部組織として庁内関係各課で構成する「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討部会」を設置して、検討委員会と連携して検討を進めています。

【検討組織図】



4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 令和3年 9月 | 藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において「基本方針（素案）」を報告 |
| 令和3年10月 | 「基本方針（素案）」に対するパブリックコメントの実施 |
| 令和4年 2月 | 藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において「基本方針（最終案）」を報告 |
| 令和4年 3月 | 藤沢市教育委員会定例会において議案を上程 |

以 上

（教育部 教育総務課，学務保健課）